

「健康経営事業所」実績報告書

記入 Q&A 及び回答具体例

【事業所概要】

Q&A	
	<p>○業種とは、何ですか？</p> <p>⇒業種は、日本標準産業分類等に基づく分類です。事業所の営む主たる業種を、下記の「ア～ト」から選択して記入してください。なお、いずれにも該当しない事業所は、「ト：その他」と記入してください。</p>
1	<p>ア：農業、林業 イ：漁業 ウ：鉱業、採石業、砂利採取業 エ：建設業 オ：製造業 カ：電気・ガス・熱供給・水道業 キ：情報通信業 ク：運輸業、郵便業 ケ：卸売業、小売業 コ：金融業、保険業 サ：不動産業、物品賃貸業 シ：学術研究、専門・技術サービス ス：宿泊業、飲食サービス業 セ：生活関連サービス業、娯楽業 ソ：教育、学習支援業 タ：医療、福祉 チ：複合サービス業 ツ：サービス業 テ：公務 ト：その他</p>

【活動状況】

（認定項目 1）従業員への健診受診勧奨及び有所見者への対応

Q&A	
1	<p>○定期健康診断とは、何ですか？</p> <p>⇒労働安全衛生法に基づき、事業主が、1年以内ごとに1回（深夜業従事者などは2回）行わなければならない「医師による健康診断」です。</p>
2	<p>○定期健康診断結果の把握とは、何ですか？</p> <p>⇒事業主は、異常の所見があると診断された従業員を把握し、医師の意見を聴くことが義務づけられています。そのため、健診結果で異常の有無を把握しているかを確認するものです。</p>

（認定項目 2）事業主による主導的な健康づくりの取組

Q&A	
1	<p>○協会けんぽの加入事業所で、一社一健康宣言をしています。 「宣言書」の掲示も、従業員の健康を推進することを周知している事となりますか？</p> <p>⇒なります。「宣言書」には、従業員が皆で取り組む項目（①健康診断の実施②検査・治療を推奨③生活習慣改善応援）が明記されており、「宣言書」を従業員が目に付く場所に掲示している場合、「社内周知」となります。</p>
2	<p>○「社内の健康リスクの把握」とは、どのような取組を指しますか？</p> <p>⇒例）①従業員の健診結果を会社として把握及び分析し、「40代の従業員に高血圧が多い、男性は肥満者が多い」などの健康リスクを、会社として認識している。 ②協会けんぽの事業所健康診断シートを活用し、事業所内で共有している。 ③高齢の従業員が多く、転倒しやすい場所や注意すべき課題を事業所内で把握し、その問題を事業所内で共有しているなど</p>

(認定項目3) 受動喫煙防止対策

Q&A	
	○受動喫煙とは?なぜ取組をすすめているのですか?
1	⇒他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。喫煙による煙に含まれる様々な有害物質は、喫煙者が肺に直接吸い込む主流煙よりも、吸っていないとき立ち上る副流煙により多く含まれます。このため「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、20歳未満の者、患者等が受動喫煙による健康被害が大きいことを考慮し、施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務づけなどの対策が講じられるよう健康増進法が改正されました。
2	○建物内(屋内)と屋外の定義は?
	⇒「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となります。
3	○これまでと受動喫煙防止対策の認定要件が変わったのですか?
	⇒改正健康増進法により、第2種施設と呼ばれるオフィス・工場など事業所では、令和2年4月1日から原則『建物内(屋内)禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)』となります。これまで県では、 <u>敷地内禁煙</u> 、 <u>全面建物内(屋内)禁煙</u> のみの選択肢としていましたが、今回から③建物内(屋内)禁煙でも喫煙専用室内でのみ喫煙可という選択肢を追加しました。しかし、屋内での喫煙専用室を設置することを推奨するものではありません。よって、認定要件はこれまでどおり敷地内禁煙、全面建物内(屋内禁煙)とします。
4	○喫煙専用室には何か基準があるのですか?
	⇒たばこの煙の流出を防止するための技術的基準が以下のとおり定められています。 ①出入り口において室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること(スライドドアが好ましい) ・「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含まれますが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいいます ・「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいいます。 ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること ④「喫煙専用室標識」及び「喫煙専用室設置施設等標識」を喫煙室の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示すること ⇒喫煙専用室には20歳未満の者は立ち入りが禁止されています。
5	○屋外の喫煙所から煙が流入するような状況があると、たとえ屋内禁煙でも認められませんか?粉塵測定をしなければなりませんか?
	⇒認定において、粉塵測定までは求めていません。しかし、煙の屋内への流入が著しい場所や、多くの人が頻繁に往来するような場所に喫煙所を設置するのは適切ではありません。設置場所の見直しを検討してください。
6	○屋外の喫煙所は複数箇所あってもよいですか?
	⇒箇所数は問いません。しかし、事業所の喫煙者数や維持管理、たばこ対策の方向性等を踏まえ、適当な設置数か検討してください。

喫煙専用室や標識など詳しくは、厚生労働省ホームページを参照ください。

(認定項目4) 健康情報の定期提供（月1回以上）

Q&A	
1	<p>○大分県（保健所）からの健康情報とは、何ですか？</p> <p>⇒大分県（保健所）は、月1回程度、健康情報（健康経営サポートニュース）を事業所の担当者へメール（又はFAX、郵送）しています。その健康情報を担当者だけでなく従業員にも周知している場合、○を記入してください。</p>

(認定項目5) 事業所ぐるみの健康増進の取組

個人の努力だけでなく、事業所で楽しく、気軽に声を掛けあい健康づくりに取組める体制がとれているかということが重要です。事業所が広く従業員に声をかけ、誰でも参加できるような取組が求められます。必ずしも全員に強制するものではありませんが、どんな人でも参加できる健康づくりが重要です。ぜひ、大分県の健康アプリ「あるとっく」をご利用ください。

【具体例の表示】

事業所をあげた健康づくりの具体例	
○(基準を満たす)	×(基準は満たさない)
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日（朝礼時、一斉休憩時）、ラジオ体操やストレッチを行う ・職場のメンバーで「あるとっく」職場対抗戦への参加 ・事業主主催の各種スポーツ大会（年1回） ・健康講話の開催（年1回） ・事業所の運動クラブへの支援（活動費の助成、参加勧奨） ・従業員が健康づくりの目標を設定し、目標達成者を表彰など 	<ul style="list-style-type: none"> ・親睦の為の飲食会・旅行など
事業所以外の地域で行われている健康イベント等の具体例	
○(基準を満たす)	×(基準は満たさない)
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村・地域・関係会社・関係団体が開催するウォーキングイベント・体育大会・運動イベント・ボーリング大会等への参加を社内に呼びかけ → 複数の従業員が参加 ・運動施設（スポーツジム等）の法人契約をして、社員の利用を促している ・市町村・地域・関係会社・関係団体が開催する健康講話への参加 ・従業員へ健康アプリ「あるとっく」を周知、アプリ内のミッション（食の健康応援団、温泉巡りなども含む）を活用したイベントに参加など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村・地域・関係会社・関係団体が開催する健康イベント等へ、従業員によっては参加しているが、会社としては把握していないなど